4　募集株式と引換えにする金銭の払込期間

更生計画認可決定確定日から、更生計画認可決定確定の日から１か月を経過する日が属する月の末日までの間とする。ただし、管財人らは、合理的な理由がある場合には、裁判所の許可を得て当該払込期間を延長することができる。

5　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金　　１円

増加する資本準備金　０円

6　募集株式の割当て

募集株式は全て上野保（管財人）に割り当てる。

第２節　剰余金の配当の制限

本会社更生手続の係属中は、更生会社の株主に対する剰余金の配当を行わない。

第10章　定款の変更

更生会社の定款を、更生計画認可決定日に、別表12記載のとおり変更する。ただし、別表12の内容のうち、商号（第１条）及び本店の所在地（第３条）の変更については、本件分割効力発生日に効力が生じ、発行可能株式総数（第６条）の変更については、募集株式効力発生日に効力が生ずるものとする。

管財人らは、裁判所の許可を得て、更生会社の定款をさらに変更することができる。

第11章　役員の変更

第１節　役員等の選任

更生会社の現役員は更生計画認可決定の日をもって全て退任するものとし、更生会社の役員等を次のとおり定める。

取締役　上野保（住所　東京都渋谷区恵比寿四丁目20番２―714号）

第２節　取締役の任期

前節の取締役の任期は、更生計画認可決定後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第３節　取締役の変更又は補充

管財人らは、前節の任期内に取締役の変更又は補充の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て取締役を選任する。ただし、変更又は補充により選任された取締役の任期は前任者と同一期間とする。

上記期間内に本会社更生手続が終結した場合には、前記第10章記載の変更後の定款及び会社法の規定に従う。

第12章　更生会社の解散

第１節　更生会社の解散

更生会社は、本件合併の効力が発生した後、管財人らが裁判所の許可を得て定めた日に解散する。

第２節　清算人の選任

更生会社が解散したときの更生会社の清算人を次のとおり定める。

清算人　上野保（住所　東京都渋谷区恵比寿四丁目20番２―714号）

第３節　清算人の任期等

清算人の任期は、更生会社について清算が結了し清算結了の登記が完了する時までとする。

管財人らは、清算人の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て清算人を選任する。

増員又は補充された清算人の任期も、更生会社について清算が結了し清算結了の登記が完了する時までとする。

第13章　その他の事項

会社更生法167条１項６号及び７号に該当する事項はない。

別表１ないし12　省略

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第８２号

札幌市中央区北２条東９丁目９番地

再生債務者　山本　剛也

1　決定年月日時　平成30年６月４日午後１時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年６月25日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月９日から平成30年７月17日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再ロ）第２号

青森市小柳５丁目７番３号

再生債務者　星　　良信

1　決定年月日時　平成30年６月４日午後１時30分

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年６月25日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月２日から平成30年７月17日まで

青森地方裁判所民事部再生係

平成３０年（再イ）第２３号

岐阜県各務原市上戸町２丁目72番地１

再生債務者　山田　隆治

1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年６月25日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月９日から平成30年７月17日まで

岐阜地方裁判所

平成３０年（再イ）第３号

島根県出雲市上塩冶町2769番地11　コーポアストリア102

再生債務者　福場　将二

1　決定年月日時　平成30年６月４日午前11時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年６月25日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月２日から平成30年７月17日まで

松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（再イ）第２００号

福岡市中央区平尾４丁目５番15―901号

再生債務者　猶嵜稚賀子

1　決定年月日時　平成30年５月28日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年６月25日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月２日から平成30年７月９日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（再イ）第１７０号

福岡市南区和田１丁目22番26―101号

再生債務者　石橋　博恵

1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年６月26日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月３日から平成30年７月10日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（再イ）第１９９号

福岡市西区下山門団地７番1405号

再生債務者　西島　龍太

1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年６月26日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月３日から平成30年７月10日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（再イ）第１５４号

福岡県古賀市天神６丁目２番60号　マルベリー天神Ｃ号

再生債務者　高山　泰治

1　決定年月日時　平成30年５月30日午後４時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年６月27日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月４日から平成30年７月11日まで

福岡地方裁判所第４民事部